

大口定期預金

(平成 26 年 10 月 15 日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名 (愛 称)	・自由金利型定期預金 (愛称：大口定期預金)
2	販 売 対 象	・個人および法人のお客さま
3	期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・満期日指定方式 1 か月超 5 年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます
4	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括でのお預入れとなります ・1,000 万円以上 ・1 円単位
5	払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します
6	利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×<u>70%、小数点第 4 位以下切捨て</u>）により計算します ・付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7	手 数 料	—
8	付加できる特約事項	—
9	税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは 20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税 *平成 25 年 1 月 1 日以降平成 49 年 12 月 31 日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した 20.315%の源泉分離課税となります ・法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です（1 金融機関につき 1 人当たり、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます）

11	中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応答日の前日までに解約する場合には、次の①、②および③（②および③の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、③の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします）のうち、最も低い利率</p> <p>① 解約日における普通預金の利率</p> <p>② $\text{約定利率} \times 70\%$</p> <p>③ $\text{約定利率} - \left[\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}} \right]$</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応答日以後に解約する場合には、次の①および②の算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率</p> <p>① $\text{約定利率} \times 70\%$</p> <p>② $\text{約定利率} - \left[\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}} \right]$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面（通帳は所定欄）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます</p>
12	金利情報の入手方法	<p>・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、窓口にお問い合わせください</p>
13	その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</p>

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109